

算定式

(1) 宅地のうち、都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の土地

| 面積区分 | 負担金額 |
|--|---|
| 50m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 4,070 (円/m ²) を乗じ、208,000円を加えた額 |
| 50m ² 超 100m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 2,720 (円/m ²) を乗じ、276,000円を加えた額 |
| 100m ² 超 200m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 2,450 (円/m ²) を乗じ、303,000円を加えた額 |
| 200m ² 超 400m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 2,250 (円/m ²) を乗じ、343,000円を加えた額 |
| 400m ² 超 800m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 2,110 (円/m ²) を乗じ、399,000円を加えた額 |
| 800m ² 超 | 国庫帰属地の面積に 2,010 (円/m ²) を乗じ、479,000円を加えた額 |

(2) 主に農用地として利用されている土地のうち、次のいずれかに掲げるもの

ア 都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の農地

イ 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域内の農地

ウ 土地改良事業等(土地改良事業又はこれに準ずる事業であって、農地法施行規則第四十条第一号及び第二号イ若しくはロに規定する事業)の施行区域内の農地

| 面積区分 | 負担金額 |
|--|---|
| 250m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 1,210 (円/m ²) を乗じ、208,000円を加えた額 |
| 250m ² 超 \$500m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 850 (円/m ²) を乗じ、298,000円を加えた額 |
| 500m ² 超 \$1,000m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 810 (円/m ²) を乗じ、318,000円を加えた額 |
| 1,000m ² 超 \$2,000m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 740 (円/m ²) を乗じ、388,000円を加えた額 |
| 2,000m ² 超 \$4,000m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 650 (円/m ²) を乗じ、568,000円を加えた額 |
| 4,000m ² 超 | 国庫帰属地の面積に 640 (円/m ²) を乗じ、608,000円を加えた額 |

(3) 主に森林として利用されている土地

| 面積区分 | 負担金額 |
|---|--|
| 750m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 59 (円/m ²) を乗じ、210,000円を加えた額 |
| 750m ² 超 \$1,500m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 24 (円/m ²) を乗じ、237,000円を加えた額 |
| 1,500m ² 超 \$3,000m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 17 (円/m ²) を乗じ、248,000円を加えた額 |
| 3,000m ² 超 \$6,000m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 12 (円/m ²) を乗じ、263,000円を加えた額 |
| 6,000m ² 超 \$12,000m ² 以下 | 国庫帰属地の面積に 8 (円/m ²) を乗じ、287,000円を加えた額 |
| \$12,000m ² 超 | 国庫帰属地の面積に 6 (円/m ²) を乗じ、311,000円を加えた額 |